

政策法務講座

～法務により行政を運営し、政策立案のために条例を役立てる～

研修の目的とねらい

熟練度・経験度目安

★★★★☆

行政課題解決のための、法令解釈や条例・規則立案能力を身に付ける。

- 自治体職員に求められる政策法務の必要性、あり方について理解します。
- 関係法令の解釈や運用、条例・規則等の立案能力の向上を図ります。
- 条例作成演習を通して政策実現の過程を理解し法的手法を学びます。

期日	1日目	令和2年8月6日(木)	9時30分～16時30分	※集合：9時15分	
	2日目	令和2年8月7日(金)	9時30分～16時30分		
	3日目	令和2年8月20日(木)	21日(金)	9時30分～16時30分	
	4日目	令和2年8月27日(木)	9時30分～16時30分		
	5日目	令和2年8月28日(金)	9時30分～16時30分		
会場	茨城県自治研修所 7階 702研修室			講師	学識経験者
対象	一般職員 自治体職員に必要な政策法務の基礎理論を学びたい方 (県職員と合同研修)			計画人員	30人

研修の概要

地方創生を目指す社会において、自治体職員には、法令の解釈や条例・規則等を立案するための能力がますます必要となっています。

当講座では、政策法務の基礎理論を学ぶとともに、条例立案演習を通して条例の制定プロセスを体験することで、政策法務能力の更なる向上を図ります。

タイムスケジュール

	9:15	9:30	12:00	13:00	16:30
1日目	開講 初セッション		政策法務概論	休憩	
2日目			政策法務概論	休憩	
3日目			政策法務概論、条例立案練習	休憩	
4日目			条例立案演習	休憩	
5日目			条例立案演習・発表	休憩	閉講

※計画内容は、講師との打合せ等により、若干変更となる場合がありますので、予め御留意ください。

受講者の声

- ・ 法令の基礎から、具体的事例への法令の適用まで分かりやすく説明があり、理解が深まりました。
- ・ 事例に学ぶことで、自分に置き換えることができ、とてもよくわかった。

■茨城県自治研修所 市町村研修課

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎7階
TEL 029-303-1326 FAX 029-233-1031
E-mail jichiken2@pref.ibaraki.lg.jp

■交通アクセス

- ・ 水戸駅南口から徒歩約10分
- ・ 研修生用駐車場(水戸市三の丸3丁目9番地)から徒歩約10分
詳しくは当研修所HPを御覧ください。
<http://www.ibaraki-jichiken.jp>